

# 藤沢市教育振興基本計画体系図

## 基本理念

### 未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す～

## 3つの目標

一人ひとりの夢を育み、  
未来を拓く子ども（藤沢  
っ子）を育成する

多様な学びをつなげる  
生涯学習ネットワーク  
を構築する

学校・家庭・地域・行政  
が連携、協働する子育て、  
教育支援体制を推進する

## 8つの基本方針

- 1 共に学び、多くの人とかがわり合いながら自立する子どもを育成します
- 2 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります
- 3 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります
- 4 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します
- 5 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります
- 6 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います
- 7 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します
- 8 命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります

# 基本方針ごとの施策及び実施事業

## 8 つ の 基 本 方 針

### 1 共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

施策の柱		実施事業
1	確かな学力の向上	1 教育課程推進事業 2 国際教育推進事業 3 学校ICT機器整備事業(情報教育) 4 中学校英語科教員派遣事業
2	熱意と指導力のある教員の育成	1 各教科研究研修関係事業 2 教育文化センター研究研修事業
3	開かれた学校づくりと信頼される学校経営の推進	1 教育指導事務事業(計画訪問・要請訪問)
4	豊かな心と健康な身体を育む教育の推進	1 人権・環境・平和教育関係事業 2 児童生徒指導関係事業 3 八ヶ岳野外体験教室の充実事業 4 学校給食をとおしての食育推進事業 5 環境教育推進事業 6 いじめ暴力防止対策事業 7 人権施策推進事業費
5	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1 特別支援教育推進事業 2 学校教育相談センター事業 3 児童生徒指導関係事業 4 教育指導事務事業(学習指導員による補修授業) 5 子ども発達支援事業
6	<b>子どもと社会をつなぐ教育の推進(新規)</b>	1 教育課程推進事業(キャリア教育) 2 技能職体験事業(学校訪問・職場体験実施) 3 障がい者就労支援事業(特別支援学校就労体験) 4 若年者就労支援事業(若者しごと応援塾:ユースワークふじさわ) 5 自立支援推進事業 6 自立支援推進事業(就労支援) 7 生活困窮者自立支援事業(就労準備支援) 8 子ども・若者育成支援事業

### 2 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります

施策の柱		実施事業
1	家庭における教育力の向上	1 地域子育て支援センター事業 2 つどいの広場事業 3 放課後児童健全育成事業 4 母子保健事業 5 学校・家庭・地域連携推進事業
2	幼児教育の推進	1 幼稚園協会等補助金事業 2 幼稚園等就園奨励費補助金事業 3 幼児教育振興助成事業 4 幼稚園等預かり保育推進事業 5 幼稚園・保育所・小学校・中学校連携推進事業
3	地域における教育力の向上	1 子育てふれあいコーナー事業 2 地域子育て支援センター事業 3 つどいの広場事業 4 学校・家庭・地域連携推進事業
4	教育機会の均等保障	1 要保護準要保護児童・生徒援助事業 2 生活困窮者自立支援事業(学習支援) 3 自立支援推進事業 4 奨学金給付事業

3 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります		
施策の柱		実施事業
1	学びを支え質の高い教育環境の整備	1 特別支援教育整備事業 2 新入生サポート事業 3 学校図書館管理運営事業 4 学校ICT機器整備事業(教育用・校務用PC)
2	将来にわたって学べる環境整備	1 学校施設維持保全事業 2 学校適正配置研究事業 3 学校施設改築・大規模改修事業(老朽化解消)
3	安全・安心で快適な学校施設の整備	1 学校安全対策事業 2 学校施設環境整備事業(トイレ改修整備) 3 学校施設環境整備事業(空調設備整備) 4 学校施設環境整備事業(グラウンド等整備) 5 学校施設緑化推進事業(芝生化・壁面緑化) 6 学校給食食器改善事業 7 学校施設維持保全事業 8 防災対策事業(津波対策) 9 中学校給食施設整備事業

4 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します		
施策の柱		実施事業
1	生涯学習の推進	1 生涯学習推進事業 2 地球温暖化対策普及啓発事業 3 オリンピック・パラリンピック関連事業
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	1 総合市民図書館運営管理事業 2 総合市民図書館市民運営事業 3 総合市民図書館整備事業 4 図書館情報ネットワーク事業 5 障がい者・高齢者への宅配サービス事業 6 子ども読書活動推進事業 7 点字図書館事業 8 新しい時代に即した「これからの図書館」推進事業
3	多様な文化をつなげる学習機会づくりの推進	1 公民館運営事業 2 藤沢公民館・村岡公民館再整備事業

5 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります		
施策の柱		実施事業
1	文化芸術活動の支援	1 市民ギャラリー事業 2 文化芸術振興事業 3 市民文化創造事業 4 文化活動支援事業 5 文化芸術活動広域ネットワーク事業 6 アートスペースの整備・運営事業 7 文化ゾーン再整備事業
2	歴史の継承と文化の創造	1 歴史遺産保存整備活用事業 2 文化財保護事業 3 広域連携展示事業 4 保管施設整備事業 5 映像資料保存公開事業 6 保存民家公開活用事業 7 歴史資料公開活用事業 8 (仮称)ふじさわ宿交流館の整備・運営事業 9 (仮称)藤澤浮世絵館の整備・運営事業 10 景観資源推進事業

6 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います		
施策の柱		実施事業
1	健康づくりの推進	1 健康づくり推進事業
2	スポーツ環境の充実	1 子どもの体力向上対策事業 2 スポーツ施設整備事業 3 スポーツバリアフリー事業 4 スポーツノーマライゼーション事業
3	生涯スポーツ活動の推進	1 生涯スポーツ活動推進事業 2 スポーツサポート事業 3 競技スポーツ推進事業 4 地域特性活性化推進事業

7 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します		
施策の柱		実施事業
1	多文化・多世代の交流の推進	1 多文化共生推進事業
2	学校・家庭・地域等の連携、協働の推進	1 地産地消の充実事業 2 人権施策推進事業 3 放課後子ども教室推進事業 4 学校・家庭・地域連携推進事業 5 男女共同参画推進事業

8 命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります(新規)		
施策の柱		実施事業
1	命を守る教育の推進(新規)	1 学校安全対策事業(防災・防犯教育) 2 教育文化センター研究研修事業
2	命を守る教育環境の整備(新規)	1 学校施設改築・大規模改修事業(老朽化解消) 2 防災対策事業(津波対策) 3 防災資機材等の整備事業 4 通学路安全対策推進事業 5 学校防犯対策強化事業(こども110番・安全マップ)
3	命を守るコミュニティづくりの推進(新規)	1 学校・家庭・地域連携推進事業(地域防災・防犯活動) 2 学校防犯対策強化事業(こども110番・安全マップ)

## 藤沢市教育振興基本計画評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 藤沢市教育振興基本計画を効果的かつ確実に推進していくため、藤沢市教育振興基本計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会の事務の管理・執行状況についての点検・評価に関する事項
- (2) 藤沢市教育振興基本計画の進行管理に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、学識経験者、保護者の代表等5人以内で組織する。

- 2 委員は教育委員会が委嘱し、又は解任する。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3月31日までとする。ただし、再任はさまたげない。

### (会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 会議の進行は委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害する恐れがある場合、非公開とすることができる。

### (謝礼)

第6条 委員会の委員謝礼額は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年藤沢市規則第22号）第2条第2項の規定に準ずる額とする

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、公表の日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和元年6月1日から施行する。